

1 委員紹介

参照資料

【資料 1】委員名簿

資料説明

今回、新たに委員に就任いただいた方については、委員名簿に網掛けをさせていただきます。

なお、令和 3 年 3 月 31 日をもって本審議会保健所運営部会を廃止したため、保健所運営部会委員としてご就任いただいていた 3 団体（公益社団法人大阪府看護協会府東支部・八尾市保健所公衆衛生協力会・大阪府八尾警察署）から推薦いただいた委員について、今回、新たにご就任いただいております。

2 議事

議事 1 会長・副会長の選出について

参照資料

【資料 1】委員名簿、 【資料 2】八尾市衛生問題対策審議会規則、
【資料 9】意見シート

資料説明

会長・副会長の選出については、審議会規則第 5 条第 1 項の規定により、委員の互選によるとなっております。従前より会長・副会長をお願いしております、貴島委員（医療関係等委員）に会長を、また、木山委員（学識経験者委員・大阪がん循環器病予防センター副所長）に副会長をお願いしてはいかがかと考えております。

ご意見について

【資料 9】意見シートの「議事 1 会長・副会長の選出について」の欄へご承認の可否を記載してください。

議事 2 令和 2 年度事業実績等について

参照資料

- 【資料 3】 令和 2 年度に実施した新規事業等（摘要）
- 【資料 4 -①】 健康推進課・健康保険課の事業等
- 【資料 4 -②】 健康推進課・健康保険課の事業等スライド
- 【資料 5】 保健企画課の事業等
- 【資料 6】 保健予防課の事業等
- 【資料 7】 保健衛生課の事業等
- 【資料 9】 意見シート

資料説明

【資料 3】 令和 2 年度に実施した新規事業等（摘要）では、令和 2 年度に新たに実施した事業等をまとめて記載しております。各事業の詳細な内容につきましては、【資料 4 -①】～【資料 7】の各課の事業等で記載しております。

ご意見について

【資料 9】 意見シートの「議事 2 令和 2 年度事業実績等について」の欄へ、令和 2 年度に実施した新規事業等や各課の事業等について、ご意見を記載してください。欄が足りない場合は、お手数をおかけしますがコピーをお願いいたします。

【資料4-①】健康推進課・健康保険課の事業等

【資料4-②】健康推進課・健康保険課の事業等（スライド）について

各種保健事業等について、地域健康づくり支援事業からご説明いたします。

地域健康づくり支援事業では、各地域の特性に応じた健康づくりの取り組みを実施しておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域主催のイベントや行事が相次いで中止になりました。しかし、感染症の流行下でも取り組めることを地域や出張所等とも相談をしながら、地域の健康づくりを進めてきました。また、令和2年度に、「生活習慣病予防」「安心して子育てができる」「地域住民が健康づくりに主体的に取り組むことができる」という3つの目標を設定しました。

令和2年度の新たな取り組みとして、各小学校区別に、健康に関する様々なデータや地域情報の分析を行い、地域の健康課題を抽出するために、「あなたのまちの健康診断」を作成しました。そして、先行的に地域と協働で健康づくりを進めていくモデル地区として、5つの小学校区を選定しました。また、その健康課題を出張所等とも共有することで、連携した健康づくりの取り組みを引き続き実施できるようにしました。さらに、令和2年度は、平成25年度以降、出張所等に配属されていた保健師を健康推進課に集約し、地域保健活動の更なる充実と発展に向け、チームで地域における健康づくりを進めていくこととしました。

また、新しい生活様式における、新たな健康づくりの取り組みとして、オンラインでの健康相談を開始したり、動画配信による健康情報の配信も開始しました。

今後も、地域との協働による健康づくりの取り組みを一層推進できるよう、新たな生活様式における健康づくりも取り入れながら、地域と検討を重ね、みんなの健康をみんなで守る地域づくりに努めていきます。

続きまして、成人保健事業についてご説明いたします。

成人保健事業における主な取り組みといたしまして、特定健康診査、特定保健指導、がん検診、骨密度検査、歯科健診、肝炎ウイルス検診、健康相談、健康教育などを実施しております。

令和2年度の新たな取り組みとしましては、健康推進課と健康保険課と共同で特定健診の委託医療機関への訪問を行い、特定健診の受診率及び特定保健指導の利用率向上に向けた協力依頼や、地域における健康づくりと医療機関の連携を図るため

にあなたのまちの健康相談などの各種保健事業の周知を行いました。また、八尾市国民健康保険加入者における糖尿病重症化予防事業において、受療率向上のために、健康保険課と健康推進課で連携して受療勧奨の取り組みを実施しました。さらに、子宮がん検診において、近隣に検診実施医療機関がない地域の受診率が低いことから、八尾市近隣の市外医療機関に事業委託を開始しました。八尾市全域と比較して、該当中学校区の子宮がん個別検診受診率が上昇しております。

次に、特定健診でございますが、受診者数及び受診率をみていただきますと、令和2年度の受診率は、暫定値ではございますが、前年度と比較して減少しており、緊急事態宣言下におけるコロナ禍の影響を受けているものと推測されます。引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた特定健診の事業推進に向け、地域活動団体への啓発を図るとともに、郵送による案内、コールセンターによる未受診者への架電やあるいは窓口等で特定健康診査等の必要性を啓発するなど、様々な機会を通じて積極的な受診勧奨を実施してまいります。

次に、特定保健指導の実施率でございますが、令和2年度実績が暫定値として5.7%になっております。これから指導が実施され、数値はもう少し上がってくると思われませんが、大きく減少している状況であり、特定健診と同じく、こちらも緊急事態宣言下におけるコロナ禍の影響を受けているものと推測されます。

この審議会におきまして、委員の皆様からも多くの意見をいただいておりますので、令和3年度は引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止を行いながら実施するため、遠隔での面談を実施できるようにするとともに、前年度に引き続き専門職によるアプローチにより事業を推進し、実施率向上に向け、取り組んでまいります。

次に、がん検診事業です。受診率の算出方法につきましては、国勢調査をもとに対象者数を定め、各検診における受診者数を確定させたうえで、受診率を算出しています。

胃がん検診は、受診率が5.8%であり、令和元年度の6.6%から低下しています。集団検診が一部中止となり、三密対策による定員減の影響が考えられます。しかし、令和元年12月より開始した内視鏡検査を含む個別検診につきましては、昨年度比の約2倍と受診者数を伸ばしています。

次に、肺がん検診ですが、受診率は4.4%であり、令和元年度の7.7%から低下しています。元来集団検診の比率が高く、地区集団検診の中止に伴い、年間の実施回数がほぼ半減となったことが大きく影響しています。

次に、大腸がん検診ですが、受診率は14.1%であり、令和元年度の16.0%から低下しています。集団検診が一部中止となり、三密対策による定員減の影響が考えられます。個別検診は、昨年度とほぼ同じ受診者数を維持できています。

次に、乳がん検診ですが、受診率は20.0%であり、令和元年度の22.1%から低下しています。集団検診が一部中止となり、三密対策による定員減の影響が考えられます。個別検診は、昨年度とほぼ同じ受診者数を維持できています。

次に、子宮がん検診ですが、受診率は27.3%であり、令和元年度の27.2%から、やや上昇しています。集団健診が7割以上中止となりましたが、市外委託医療機関を拡大したことにより、受診率の大幅な減少には至りませんでした。受診者数は減少していますが、子宮がん検診の受診率は2年間合算の受診者数で計算するため、令和元年度の受診者数の増加も影響しています。また、前年度未受診の30代女性への個別勧奨も、受診率の向上に効果があったと考えています。

各種健（検）診におきましては、市民が受診しやすい健（検）診の環境整備として、これまで5種のがん検診を委託していた大阪がん循環器病予防センターにおいて、特定健康診査もセットで受診できるよう、令和2年度に特定健康診査等の追加項目検査の事業委託を開始しました。今後も、市民に受けていただきやすい健（検）診の環境整備を図り、各種健（検）診の受診率向上に向けて取り組んでまいります。

続きまして、母子保健事業についてご説明させていただきます。

母子保健事業では、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業として、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査として検査費用助成を行いました。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援として、健康面や出産後の育児などに不安を感じている妊産婦に対して、助産師等が訪問による専門的なケアや電話による相談支援を行いました。

母子保健事業では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制を構築することを目的に、妊娠届出時より助産師や保健師が面談の機会を活用し、妊婦の状況を把握するとともに、面接できない場合は、助産師や保健師が電話、訪問等により把握しております。

また、出産に向けて、妊婦健康診査等各種健診、教室事業、出産後は産婦健康診査、産後ケア事業、訪問事業を実施するとともに、乳児期から幼児期にかけては、乳幼児健康診査等を実施し、予防接種事業の啓発にも取り組んでおります。

さらに、妊娠期から幼児期での共通事業として、こども総合支援課のプレママ・

親子教室等、関係機関、関係団体等と連携する中で取り組みを進めております。

まず、妊娠期の取り組みである妊婦健康診査の延受診者数でございますが、令和2年度は24,529人となっております。1人あたりの利用枚数も増加しております。平成31年4月1日より、妊婦健康診査の費用助成を、1人につき14回から16回へ拡充したことも延べ受診者数の増加につながっております。

次に、電話相談延件数につきましては、令和2年度の実績は8,769件になります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による乳幼児健診の延期や教室の中止等に対し、不安軽減に対応するため電話相談等を実施したことにより、件数の増加につながっています。

次に、平成30年度より事業を開始した産後ケア事業でございますが、毎年、申請者が増え、デイサービス型の件数が増加しております。申請者も増えており、市民に事業が認知されてきたことにより、増加したものと考えております。

緊急事態宣言解除前と後を比べると、申請者数や利用件数の増加が緩やかになっておりました。

次に、出産後から実施している訪問事業として、新生児訪問、未熟児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業があり、訪問事業による把握率については、平成27年8月より助産師を配置し、妊娠時の個別勧奨やチラシ配布などにより徐々に事業として認知されてきております。これにより、令和2年度の把握率は、90.4%になりましたが、4か月児健診において、全数把握しております。

次に、4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児の健診受診率につきましては、令和2年度実績において、それぞれ93.3%、90.6%、87.0%となり、いずれもやや減少しております。感染への心配から訪問や面接等で個別対応する場合もあり、受診率への影響がありましたが、全数の把握を行っております。

また、経過観察が必要と判断された乳幼児に対して健診や相談などのフォロー事業を実施しており、乳幼児の心身の健全な発達を促し、保護者の育児不安の解消に取り組んでおります。

続きまして、予防接種事業についてご説明させていただきます。

予防接種法に基づく、定期予防接種につきましては、主に子どもを対象にしたA類の予防接種が11種類、高齢者を対象にしたB類の予防接種が2種類ございます。このうち、子宮頸がん予防ワクチンについては、国において、接種部位以外の体の

広い範囲で持続する疼痛の副反応症例等について十分に情報提供できない状況にあることから、積極的な接種勧奨を差し控えておりますが、令和2年度には、対象者等に、公費接種できるワクチンであることを知っていただき、接種について検討、判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報等や円滑な接種のために必要な情報を届けることを目的として、情報提供の更なる充実を図ることとされ、引き続き、国において積極的勧奨の再開に向けた議論が行われているところであります。また、現在、おたふくかぜワクチンの定期接種化に向けて、国の審議会において審議が行われております。

次に風しん第5期につきましては、平成30年に風しんが流行し、主に中年男性の罹患する例が多かったことから、令和元年度から令和3年度までの間、定期接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策として、抗体検査及び第5期の風しんの定期接種が実施されることとなりました。令和3年度末までに対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げることを目標としております。なお、現在国におきまして実施期間の延長について議論が行われているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、ご説明させていただきます。

令和2年度の取り組みにつきましては、ワクチン接種の実施にむけ、令和3年1月に「八尾市新型コロナウイルスワクチン接種事業実施プロジェクトチーム」を設置し、着実な接種をすすめるため、各種関係機関との調整をはじめとする接種体制の整備を行ったところであります。接種につきましては、大阪府主導により医療従事者等への接種を開始し、本市においては、限られたワクチンを有効に活用するため、令和3年4月より高齢者施設入居者等への接種から開始し、以降、八尾市生涯学習センター、大阪府中部広域防災拠点、八尾市立病院等にて集団接種を実施するとともに、市内医療機関において個別接種を実施いただいているところであります。実施状況の詳細及び接種状況につきましては資料をご参照ください。

続きまして、休日急病診療事業について、ご説明させていただきます。

まず、休日急病診療事業につきましては、昭和53年12月より小児科、内科の診療が始まりました。また、平成6年7月より歯科も加わり、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会のご協力のもと、現在に至るまで取り組みを続けております。

診療受付時間でございますが、土曜日は小児科のみ 17 時から 20 時 30 分まで、日曜日、祝日については午前 10 時から 11 時 30 分、13 時から 15 時 30 分までが小児科、内科、歯科、17 時から 20 時 30 分までが小児科、内科の診療を行っております。

次に、昨年度の事業実績でございますが、内科で 74 日、小児科で土曜 49 日、日・祝で 74 日、歯科で 72 日診療を行い、患者数及び 1 日平均患者数については、資料の通りであり、小児科の患者が多くなっております。

また、主な疾患については、内科、小児科においては、呼吸器系の疾患が多く、歯科では、歯肉炎・歯周炎、歯の補綴の処置数が多い状況でした。

次に、地域別患者実績をみていただきますと、内科、小児科、歯科において八尾市民の方が大半を占めております。また、近隣の柏原市、東大阪市、大阪市などからも受診される方がおられました。

【資料5】保健企画課の事業等について

保健企画課では、健康づくり推進事業、健康危機事象対策事業、各種統計調査事業（保健衛生関係）、栄養改善指導事業、医事監視指導等事業、薬事監視指導等事業、地域保健対策推進事業、地域医療体制確保推進事業、かかりつけ医等の普及促進等を行っております。

その中から今回は、

「新型コロナウイルス感染症対応における関係機関との連携・体制づくり」

「健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の次期計画策定に向けた取り組み」、

「庁内保健師の人材育成」、

について、説明させていただきます。

まず、スライド2ページから14ページ、「新型コロナウイルス感染症対応における関係機関との連携・体制づくり」についてご説明します。八尾市においては、国内第1例の患者発生の報道に接し、まず、令和2年1月16日に保健所と危機管理課による協議がなされました。併せて17日には市ホームページによる注意喚起を図るなど、市民に対する啓発に着手しました。

このことは、市の体制整備と市民啓発にいち早く着手できた大きな要因として、中核市による保健所の設置があげられます。以降の取り組みについても、市が一丸となって未知の感染症と向き合ってきたことは、ここに起因するものです。

全庁的対応として、1月24日の「新型コロナウイルスに係る部局等危機管理対策本部会議」を嚆矢とし、27日には全庁体制で臨む「八尾市危機管理対策本部会議」を設置、開催するに至りました。以降、状況に応じて「関係部局会議」と「本部会議」を開催することとなりました。全庁一丸となる取り組みはここに始まり、引き続き現在も行われています。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市立病院等の医療機関とは、新型コロナウイルス感染症対策連絡会、医療物資の配布、各種支援金の給付等を通じて、消防本部とも協議や訓練等を通して連携を密にし、体制強化に取り組んできました。

なお、新型コロナ感染症対応につきましては、後ほど、【資料6】保健予防課の事業等でもご説明させていただきます。

次に、スライド 15 ページから 17 ページ、「健康日本 2 1 八尾第 3 期計画及び八尾市食育推進第 2 期計画の次期計画策定に向けた取り組み」について説明させていただきます。

令和 2 年度末策定に向け、八尾市健康日本 21 八尾計画及び食育推進計画審議会（以下、「計画審議会」という）の開催を進めておりましたが、令和 2 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染状況により、令和 2 年 11 月の第 2 回計画審議会において、感染予防対策を踏まえた市民の健康づくりに対する行動等の変化を市民意識調査において確認し、調査結果を踏まえた計画とするため、現計画期間を 6 カ月延伸いたしました。その中で、令和 2 年度は、計画審議会を 2 回開催し、策定に向けた審議を次のとおり行いました。第 2 回計画審議会では、現行計画の進捗状況、数値目標の達成状況や、八尾市の主な事業実績と進捗状況を確認し次期計画に必要な要素について検討いただきました。また、次期計画の構成を「基本計画」と「行動計画」の 2 階層とし、「基本計画」は計画審議会、「行動計画」は計画審議会に専門部会を設置し、検討を進めることとなりました。第 3 回計画審議会では、現行計画の総括、次期計画の骨子となる基本理念、基本目標、基本方針等を確認し、令和 3 年度へ引継ぎました。

しかし、令和 3 年度当初の新型コロナウイルス感染拡大により、次期計画策定を再度延期しておりましたが、長引く感染防止対策による健康への影響も全国で指摘されてまいりましたので、感染防止策を取り入れた健康維持・増進、食育推進を進めるため、7 月より次期計画策定に取り組むこととなり、9 月以降に審議を再開しております。今後、基本計画（素案）、行動計画（素案）を、計画審議会委員の皆様と検討し、パブリックコメントを経て、令和 4 年 3 月には次期計画を策定する予定としております。

次に、スライド 18 ページから 20 ページ、「庁内保健師の人材育成」について説明させていただきます。

まず、「保健師人材育成指針」策定の経過でございますが、平成 30 年度、中核市移行に伴う保健所の設置等により急激に新任保健師が増加しました。当時、管理期や中堅期の保健師が少ない中、新任保健師の増加と保健師の分散配置等で、「専門職としての保健師の育成」が喫緊の課題となりました。課題解決のために庁内保健師へアンケート等を行った結果、「専門職としてのキャリア形成の明確化」の必要性が

示されました。そのため、令和元年度に庁内保健師のワーキング会議を設置し、指針策定の検討を行い、令和２年度に「保健師人材育成指針」を策定しました。

保健師人材育成指針では、まず、自分たちがめざすべき保健師像を、【１】市民に寄り添い、【２】それぞれの部署との連携を強みとし、【３】日頃の実践を大切にし、自ら考えて行動する保健師、としました。また、めざす保健師になるために、新任期、中堅期、管理期の各期で獲得したい保健師の能力を示しており、新任期では、個人・家族へのケースマネジメント能力を、中堅期では視野を広げるために、地域組織支援等の能力を、管理期ではより広い視野を持つために、組織管理、業務管理、人材育成等の能力としました。各期で階段を一段ずつ上るイメージで、経験を蓄積し、能力を獲得しながら、専門職としてキャリア形成する方向性と推進体制を示しています。

次に、保健師育成支援事業の実施についてですが、令和２年度から新たな事業として、採用後概ね２年以内の新任期保健師を対象に、専門的知識や経験を有する保健師が、家庭訪問等に同行し、保健師としてのスキル定着のための実地研修を行いました（７回実施）。

また、例年実施しておりました保健師の研修等への参加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた多くの研修等が開催中止になりました。なお、オンラインや書面により実施された管理期保健師を対象とした研修等には、計３回参加しました。

【資料6】保健予防課の事業等について

感染症予防事業（新型コロナウイルス感染症）についてご説明させていただきます。

資料6の1ページ目をご覧ください。

令和元年度より保健所で市民・医療機関からの相談窓口を設け、24時間体制にて対応しております。R2年度の相談数は18,181件、その内、時間外は3,728件、1日当たり約50件でした。主な内容は症状の相談、陽性者との接触による感染不安等の相談となっております。

発熱、咳、のどの痛み、頭痛、体のだるさ、息苦しさ、臭いや味が分かりにくいなどの風邪症状があるときは、身近な病院または診療所（かかりつけ医など）に相談し、またかかりつけ医がいない場合等については、保健所から帰国者・接触者外来に予約し、新型コロナが疑われる場合は医師の判断で検査が実施されます。

R2年度の検査実績は計29,110件で、内わけとして契約医療機関及び保健所で実施した行政検査25,094件、高齢者施設等の職員・入居者及び利用者等が軽微な症状を有する場合にスマートホン等で申し込みを行うスマホ検査センターが66件、無症状の従事者を対象とした集中検査が3,950件でした。

八尾市保健所で管理する陽性者数は令和2年度末で1,434人となっております。年齢構成は表のとおりとおりです。R2年度の療養先は宿泊療養が一番多く全体の44.8%、次いで入院27.4%、自宅療養27.1%となります。自宅療養中の支援ですが、療養開始時にリーフレットをお渡しし、症状悪化時の対応、同居者等の感染対策、ごみの出し方、災害時の対応等についてわかりやすくお知らせしています。R3年1月より療養期間中に希望する方に配食サービスを実施しR2年度は58人、354食を配給いたしました。

次に、資料6の2ページ目をご覧ください。

市内のクラスターの発生状況です。2020年7月25日に市内高齢者施設関連でクラスターが発生し、現在までに27カ所で発生しています。内訳は、高齢者施設関連14、医療機関関連4、企業事業所関連3、学校関連2、児童施設関連1、行政機関関連1、余暇関連1、バー関連1となっております。

なお「検査数及び陽性率」「年齢区分別の陽性者数」「人口10万人あたりの陽性者数」「男女・年代別の陽性者数」につきましては資料6の3ページ以降のとおりです。

資料6の6ページ目の「感染拡大の経路について」をご覧ください。

約1年9か月あまりの間、5回にわたる流行の波を通じて、明らかにされた感染拡大の経路を図式化しました。潜伏する見えない感染源から発して、無症状、軽症者の多い若年層が、夜の街、会食、宴会でクラスターを引き起こし、家族、職場、学校に持ち込まれます。症例によれば、職場である医療機関、福祉施設におけるクラスターに至り、重症者の発症につながり、最終的には収束に至りますが、クラスター急増期には各施設や保健所の現場の疲弊を招きました。

この流れを最も効果的、効率的に断つためには、国内外の最新の科学的根拠によって、高齢者施設等の集中的検査やスマホ検査センター、ワクチン、一次予防のための3密の回避、不織布マスクの着用、頻回換気・手洗いの徹底、変異株のサーベイランスをゆるがせにできません。

【資料7】保健衛生課の事業等について

保健衛生課では、狂犬病予防事業、食品衛生監視指導事業、環境衛生監視指導事業、試験検査事業、動物愛護推進事業などの事業を実施しております。その中から今回は、食品衛生監視指導事業より HACCP（ハサップ）のご説明をさせていただきます。

（スライド 1 枚目）

HACCP の概要とその普及啓発のための保健所での取り組みについて説明します。

（スライド 2 枚目）

HACCP（ハサップ）とは、アメリカの NASA が考案した衛生管理の手法です。万一、宇宙空間で食中毒が発生してしまうと治療もできず、死活問題であることから、食中毒を起こさない為の高度な衛生管理が必要でした。そこで、NASA が考案したのが HACCP です。

HACCP は、Hazard Analysis and Critical Control Point のそれぞれの頭文字をとった略称で「危害要因分析に基づく重要管理点」と訳されます。

（スライド 3 枚目）

HACCP は、原材料の受け入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的に監視することにより製品の安全を確保します。これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。欧米を始め多くの国で HACCP の導入が進み、輸出要件として義務付ける等、食品の衛生管理のための国際標準としての地位を確立します。

（スライド 4 枚目）

食品の輸出促進を見据え、国際標準と統合的な食品衛生管理が求められるようになること、また、都道府県等を越える広域的な食中毒の発生や食中毒発生数の下げ止まり等、食品による健康被害への対応が課題であること。これらを背景に、2018年6月に食品衛生法の一部改正が公布され、今年2021年6月から原則全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務化されました。

（スライド 5 枚目）

HACCP に沿った衛生管理は、「HACCP に基づく衛生管理」と「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の2種類に分類されます。「HACCP に基づく衛生管理」は、コーデックス委員会が策定した HACCP 7 原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する

る原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う衛生管理です。一方、「HACCP に基づく衛生管理」をそのまま実施することが困難な小規模事業者等については、取り扱う食品の特性に応じた衛生管理である「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を行います。「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」は、業界団体が作成し、厚生労働省がその内容を確認した手引書の内容を実施することで対応が可能であり、比較的容易に取り組むことができます。今回は、小規模事業者向けの HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について説明します。

(スライド 6 枚目)

まず、衛生管理計画を作成します。

「施設設備の衛生管理」や「原材料などの食品の取扱い」、「従事者の健康管理」など、ポイント毎に注意点を明確にした計画を作成し、従事者に周知します。

次に、衛生管理計画に基づき日々の衛生管理を実施します。次に、実施結果を記録に残し、計画に沿って実施できているかを確認します。最後に、実施結果を定期的に振り返り、必要に応じて衛生管理計画などの見直しを行います。これらが、HACCP の考えを取り入れた衛生管理の導入の手順になります。

(スライド 7 枚目)

衛生管理計画について具体的な例を説明します。

衛生管理計画は、一般的衛生管理と重要管理の 2 種類に分けて計画を作成していきます。

一般的衛生管理とは、食品の取り扱い全般にわたって必要な基本となる衛生管理をいいます。例えば、原材料の受け入れ確認する際、外観、におい、包装、期限表示、品温等原材料の特性に応じて、何を確認するかを決定します。また、冷蔵、冷凍保管の食材が適切な温度で保管されているかを確認するために、設定温度や温度確認の頻度を決定します。

その他、手洗いの方法、実施頻度や従業員の体調管理、身だしなみ等の衛生上必要な確認事項を決定します。

(スライド 8 枚目)

重要管理とは、調理や提供に関して気を付けるべき衛生管理をいいます。食品の特性に応じて、代表的なグループに分類し、グループごとに必要な確認事項を決定していきます。例えば、非加熱食品のサラダであれば、野菜の十分な洗浄、提供直前まで冷蔵庫で保管すること、盛り付け前の手洗いができているかを確認事項とし

ます。

また加熱食品のハンバーグであれば、火の強さや時間等で判断し、十分な加熱がされているかを確認事項とします。他カレーなどの加熱後に冷却し、提供直前に加熱する食品であれば、加熱、再加熱が十分な加熱であったか、加熱後すぐの冷却行程は問題なかったかを確認事項とします。

(スライド 9 枚目)

衛生管理計画の作成が終われば、計画に基づいて衛生管理を実施していきます。

そして計画通りに実施していることを確認し、記録に残していきます。実施結果を振り返り、必要に応じて、衛生管理計画を見直し、より良い衛生管理計画に改善していきます。

(スライド 10 枚目)

HACCP に沿った衛生管理の内容については、これまで求められてきた衛生管理を、個々の事業者が使用する原材料、製造・調理の工程等に応じた衛生管理となるよう計画を作成し、記録保存を行うことで「最適化」、「見える化」することができます。また、HACCP に沿った衛生管理を実施することで、食中毒や食品への異物混入を予防することが期待できます。

(スライド 11 枚目)

八尾市保健所での取り組みについて紹介します。

昨年度、各事業者が各自の衛生管理計画を作成する際の手助けとなるよう、穴埋め式で衛生管理計画が作成できる「衛生管理ファイル」、業界団体が業種別に作成し、国が確認した手引書等約 2000 部を各事業者あてに郵送しました。また、予約制での HACCP の個別相談窓口を設け、事業者への HACCP 導入支援を行っています。

(スライド 12 枚目)

次に、市内の食品事業者における HACCP に沿った衛生管理の普及及び消費者への HACCP 制度周知を目的として、リーフレットを作成し、各施設へ約 5000 部郵送または配布しました。また、事業者及び消費者向けに衛生講習会を定期開催し、HACCP の周知を図っているところです。

(スライド 13 枚目)

次に、HACCP ステッカーについて紹介します。HACCP の衛生管理に積極的に取り組む店がこれらの取組を消費者に伝えられる啓発媒体として、消費者団体と保健所

との協働により HACCP ステッカーを作成し、希望する事業者に配布し、お店に掲示していただいています。この事業は、八尾市の広報誌「市政だより」や保健所のホームページに掲載し、HACCP ステッカーの周知をしています。

(スライド 14 枚目)

今年度の取組としましては、2021 年 6 月から HACCP に沿った衛生管理の実施が義務化される関係から、定期監視や許可更新時等の機会を通じて、HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認し、必要な指導助言を行うことで、HACCP の定着を図っていきます。

また、コロナ禍の影響により、集団形式による講習会の開催が難しい状況である中、食品等事業者及び食品衛生責任者等の学習機会を増やすため、インターネットで視聴できる教材による衛生教育ツールの作成に取り組んでいきます。

(スライド 15 枚目)

最後に HACCP 普及のための事業計画について改めて紹介します。

2018 年からホームページや市政だより等通じて、広く HACCP の周知を図りました。昨年の 2020 年からは、手引書の交付や窓口相談を設ける等、HACCP の導入支援を開始しました。本年 2021 年からは、HACCP 完全義務化に伴い、施設への監視指導を強化していきます。監視対象の施設は、1 年に 1 回の頻度で立ち入りに行く施設や 3 年に 1 回の頻度で立ち入りに行く施設等、取り扱う食品のリスクに応じて監視頻度を分けておりますが、2027 年までに管内の全許可施設の HACCP の実施状況を確認できる計画としています。

以上より、食品の安全性並びに市民の健康を確保することを目的に、引き続き事業者への HACCP の普及に努めていきます。

3 その他

ご意見について

その他ご意見がございましたら【資料9】意見シートの「その他ご意見」の欄へ記載してください。